

報告第 7 号

損害賠償の専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例第 2 号及び第 3 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

専決第5号

専 決 処 分 書

令和8年4月30日午後1時55分頃奈良市柏木町248番地の奈良県立奈良商工
高等学校駐車場で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償
額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年
3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和8年6月30日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 229,460円

専決第6号

専 決 処 分 書

令和7年11月15日午前9時50分頃天理市合場町157番2先の市道639号線上
で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談す
ることについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例
第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和8年7月7日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 20,143円

専決第7号

専 決 処 分 書

令和8年6月28日午前7時30分頃天理市中町459番10先の市道614号線上で発生した車両損傷事故に関し、被害者との間に下記損害賠償額により示談することについて、市長の専決処分事項に関する条例（昭和47年3月天理市条例第25号）第2号及び第3号の規定により専決処分する。

令和8年8月12日

天理市長 並 河 健

記

損害賠償額 15,427円